

令和3年1月15日

建設業者団体の長殿

建設企画課長

不調不落対策に関する長崎県の緊急措置について（工事関係）

今年度の不調不落の割合は昨年度と比較して高い傾向にあり、これまでの入札方法等では、今後予定されている補正予算や令和3年度の当初予算への影響が懸念されるため、以下の措置を令和3年2月1日より講じますので、下記のとおりお知らせします。

記

①土木一式工事における指名選定方法の変更

土木部・水産部における受注状況の評価において、当該年度受注額の算定から農林部工事を除外する。

農林部における受注状況の評価において、当該年度受注額の対象は農林部工事のみとする。

②土木一式工事における総合評価の評価方法の変更

土木部・水産部における受注状況の評価において、年間受注額の対象工事から農林部工事を除外する。

農林部における受注状況の評価において、農林部工事のみの当該年度の受注件数による評価とする。

③工事成績評定に対する配慮

不調不落の割合が高い特定の工事（急傾斜、ため池、区画整理、治山）については、工事成績評定における考査項目「工事特性（施工条件等への対応）」において加點評価を行う旨を特記仕様書に明記する。

④余裕期間制度における配置技術者決定に関する運用の見直し

指名競争入札における配置技術者の決定時期を、これまでの契約後7日以内から工事の始期の前日までに変更する。

※①～③については、不調不落対策として一定の効果が得られるまでの時限的な措置とします。（④については、継続運用）

土木一式工事における指名選定及び総合評価の受注高評価の見直し（不調・不落対策）

土木一式工事における不調・不落対策の緊急措置として、農林部と土木部等（土木部・水産部等）で受注高を区分し、以下のとおり指名選定及び総合評価落札方式の年間受注高の評価方法を変更する。

指名選定の当年度の受注高の評価方法

○現行

【土木部・水産部・農林部共通】

受注比率＝当該年度受注額÷年間平均平均完工高

※受注比率が小さいものを高く評価

○見直し後

【土木部・水産部】

受注比率＝当該年度受注額÷年間平均平均完工高

※当該年度受注額は、**農林部工事の受注額を除いた金額**

【農林部】

受注比率＝当該年度受注額÷年間平均平均完工高

※当該年度受注額は、**農林部工事のみの受注金額**

総合評価の年間受注高の状況の評価方法

○現行

総合評価の年間受注高の状況の評価方法

受注比率＝年間受注額÷5カ年平均完工高

※5カ年平均完工高が2億円未満は2億円で算出

※年間受注額及び5カ年平均完工高の対象工事は、「土木部、水産部、農林部」が発注した土木一式、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

受注比率の評価基準			
		25%未満	A
25%以上	～	50%未満	B
50%以上	～	75%未満	C
75%以上	～	100%未満	D
100%以上	～	125%未満	E
125%以上	～	150%未満	F
150%以上	～		G

○見直し後

【土木部・水産部】

受注比率＝年間受注額÷5カ年平均完工高

※年間受注額の対象工事は、「**土木部、水産部**」が発注した土木一式、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

※5カ年平均完工高の算出と受注比率の評価基準は**変更なし**

【農林部】

農林部が発注した総合評価落札方式で当該年度の**受注件数による評価に変更する。**

評価内容	評価基準
公告日の属する年度の4月1日から公告日までに受注した農林部所管の土木一式工事（施工能力3型を除く総合評価落札方式に限る）の受注件数。	0件
	1件
	2件以上

令和3年2月1日以降に入札執行通知及び入札公告を行う工事から適用

※一定の効果が得られるまでの時限的な措置として運用

○工事成績評定に対する配慮

担当課長の考査項目「4. 工事特性 I 施工条件等への対応」において該当項目を確実に評価し加点する。(加点内容は下表参照)

工種	担当課長考査項目 別紙-3② 4. 工事特性 I 施工条件等への対応			加点合計
	I 構造物の特殊性への対応	II 都市部等の作業環境、社会条件への対応	III 厳しい自然・地盤条件への対応	
急傾斜工事		○ 1.2点 (6点×0.2) ⑤周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を与える工事 ⑥周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ⑩その他 施工ヤードや広さ高さに制限があり、機械の使用などに制約を受けた工事	○ 0.8点 (4点×0.2) ⑬被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ⑮維持補修工事等規模に比して地元調整等手間のかかる工事	2.0点
ため池工事	○ 0.8点 (4点×0.2) ③その他 堤体盛土材料の含水比管理等「構造物固有の難しさ」に該当する工事	○※該当のみ 1.2点 (6点×0.2) ⑤周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を与える工事	○ 0.8点 (4点×0.2) ⑫雨・雪・風・気温・波浪等自然条件の影響が大きい工事	2.8点 ~1.6点
治山工事	○※該当のみ 0.8点 (4点×0.2) ②対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事	○※該当のみ 1.2点 (6点×0.2) ⑤周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を与える工事 ⑥周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	○ 0.8点 (4点×0.2) ⑬被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	2.8点 ~0.8点
区画整理工事	○※該当のみ 0.8点 (4点×0.2) ②対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事	○ 1.2点 (6点×0.2) ⑤周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を与える工事	○ 0.8点 (4点×0.2) ⑫雨・雪・風・気温・波浪等自然条件の影響が大きい工事	2.8点 ~2.0点

○特記仕様書記載例（急傾斜工事の場合）

本工事は、工事成績評定における考査項目「4. 工事特性 I 施工条件等への対応」における、「II 都市部等の作業環境、社会条件への対応」並びに、「III 厳しい自然・地盤条件への対応」の項目において評価を行う工事である。